平成２５年（フ）第６６６１号
東京都新宿区新宿２－８－17ＳＹビル８Ｆ
破産者　ショウリンクスプロダクツ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６６２号
東京都新宿区新宿２－８－17ＳＹビル８Ｆ
破産者　クロスロードプロダクツ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６６３号
東京都新宿区四谷４丁目22―201
破産者　岡本　　勝
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６８１号
東京都江戸川区東小岩５丁目14―９
破産者　大塚　守嗣
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０９号
東京都渋谷区猿楽町７番１号
破産者　株式会社ウエディングアンドセレブレーションパートナーズ
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１０号
東京都港区港南４丁目７―55―3605
破産者　小泉　真理（旧姓久保）
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７３７号
東京都町田市忠生３丁目１番36号
破産者　エス・エス・エー企画株式会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７８２号
東京都江戸川区松島３丁目２番６号
破産者　有限会社雲南商会
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８４０号
東京都清瀬市中里２丁目1426―16
破産者　白井　昌子
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８９３号
千葉県船橋市三山７丁目12―10―201
破産者　加藤　敏雄
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９２１号
千葉県いすみ市小沢1345番地
破産者　株式会社石井ラセン
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９２３号
千葉県いすみ市小沢1345
破産者　岡村　照代（旧姓平川）
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９３３号
千葉県松戸市上矢切299番地の21
破産者　有限会社猪股工業
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９３４号
千葉県松戸市上矢切299―21
破産者　猪股　重義
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９３５号
千葉県松戸市上矢切299―21
破産者　猪股ユキ子
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７００１号
東京都北区栄町38番10号
破産者　株式会社ナオ
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７００２号
東京都北区王子２丁目21―７―206
破産者　山口　義行
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０５２号
東京都渋谷区宇田川町32番８号
破産者　株式会社蒼栄商会
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０６１号
埼玉県志木市本町４丁目15番50号
破産者　有限会社ヒロコズ
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０６２号
東京都東村山市青葉町３―24―３―101、住民票上の住所東京都小金井市本町４丁目６―６―21　小金井本町住宅
破産者　佐々木孝丘
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８５号
東京都足立区千住桜木２丁目15―１―605
破産者　吉田　　進
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４２４号
千葉県鴨川市西町1235―２―103
破産者　坂本　勇史
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部